

日野市 愛犬手帳

～マナーを守って楽しいペットライフ～



※注射時や災害時同行避難の際は、この手帳をお持ちください。

I 愛犬の情報

名前： _____

性別：おす・めす
(避妊・去勢／済・未)

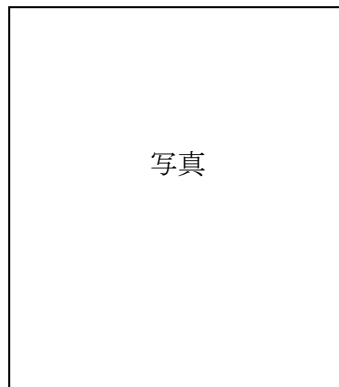
生年月日： 年 月 日

犬種：

毛の色と長さ：

鑑札番号：

マイクロチップ番号：



- ※ 災害時、同行避難を行うときに狂犬病予防注射、各種ワクチン、ノミ、ダニの駆除がされているか確認できる様に、ご記入をお願いします。
避難所での健康管理の参考にすることができます。

治療中の病気や投薬しているお薬等をご記入ください。

予防の記録(災害時に備え、予防接種は受けておきましょう)

狂犬病ワクチン ※法律で定められた飼い主の義務です。

| 接種日 | 病院名 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

※飼い犬(生後91日以上)は1年に1度、4月～6月に狂犬病予防注射を受けなければなりません。動物病院で注射を受けたら、接種済証明書を持って市へ届け出てください。(但し、動物病院で狂犬病予防注射済票が発行された場合は除く)

ノミ・ダニ予防

| | | |
|-----|-----|-----|
| 年 / | 年 / | 年 / |
| 年 / | 年 / | 年 / |
| 年 / | 年 / | 年 / |
| 年 / | 年 / | 年 / |
| 年 / | 年 / | 年 / |
| 年 / | 年 / | 年 / |

フィラリア予防

| | | |
|-----|-----|-----|
| 年 / | 年 / | 年 / |
| 年 / | 年 / | 年 / |
| 年 / | 年 / | 年 / |
| 年 / | 年 / | 年 / |
| 年 / | 年 / | 年 / |
| 年 / | 年 / | 年 / |

混合ワクチン等

| 接種日 ワクチン種類 | 記入例 | 年 / | 年 / | 年 / |
|-----------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 犬ジステンパー | レ | | | |
| 犬パルボウイルス感染症 | レ | | | |
| 犬パラインフルエンザ | レ | | | |
| アデノウイルスⅠ型感染症 (犬伝染性肝炎) | レ | | | |
| アデノウイルスⅡ型感染症 (犬伝染性咽頭気管炎) | レ | | | |
| コロナウイルス感染症 | レ | | | |
| レプトスピラ感染症 | レ | | | |

II 犬を飼うときに守るべきこと

1. 法令をしっかりと守る。

犬の登録・毎年の狂犬病予防注射及び届出・鑑札の装着『狂犬病予防法』『東京都動物の愛護及び管理に関する条例』等を守りましょう。

2. 他人に迷惑をかけない。

ノーリードでの散歩・糞尿の始末・むだ吠え防止等しつつけをしっかりとしましょう。

3. 人と動物との共通感染症に注意する。

狂犬病やレプトスピラ等の予防注射をし、犬との過度な接触は避け、咬傷、ひっかき傷を受けたら、水道水などで傷口を洗い、直ちに医師の診察を受けて下さい。

4. 災害時の備えをする。

日ごろから予防、しつつけをして、食事、水、クスリ等を備えて、しっかりと守ってあげましょう。

5. 最後まで責任を持って飼う。

飼い始めたら最後まで飼いましょう。そのためにも小さいころからむだ吠えや甘がみを許さず、しっかりとしつつけをし、楽しいペットライフを送れるようにしましょう。

6. 動物を虐待しない。

理由なくペットを傷つけたり、エサを与えなかったり、または捨てたり不衛生な環境等、犬の生態、生理、習性に沿わない飼養は、法律で禁止されています。

Ⅲ いざという時の連絡先

| 相談内容 | 相談窓口の連絡先 |
|-----------------------|--|
| 犬の登録・死亡・狂犬病予防注射に関すること | 日野市環境保全課 電話042-514-8298（直通） |
| 飼い犬が人を咬んでしまった場合 | 動物愛護相談センター多摩支所 電話042-581-7435 |
| 飼い犬が行方不明になった場合 | 動物愛護相談センター多摩支所 電話042-581-7435 【収容動物情報】 動物愛護相談センターホームページ http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/douso/index.html ※警察などに届けられている場合もありますので、 日野警察署にもお問い合わせください。 日野警察署 電話042-586-0110 |
| 犬の飼い方（しつけなども含む） | 動物愛護相談センター多摩支所 電話042-581-7435 |
| 飼い犬の遺体の処理に関すること | 日野市ごみゼロ推進課 電話042-581-0444 又は民間のペット霊園 |

IV 幼犬のうちにしつけておくこと

しつけは社会化期（生後4週齢以降～12週齢）からはじめます。

1. 散歩前に自宅でトイレをする。

他人の家の前でふん尿をする犬が多く、トラブルが起きています。

自宅にふん尿をされてしまう人の気持ちも考え、お散歩の前にトイレを済ませる

しつけが大切です。

2. 人を咬まない。

幼犬のころ、かわいいからと指など『甘がみ』を許していると、成犬になってからも人を咬む癖がぬけなくなりますので、咬まないように育てましょう。

3. 犬がリーダーにならないようにする。

犬はオオカミの仲間です。かわいいからと犬の好きなようにさせると、成犬になってからも自由奔放に。自分がリーダーだと思い込み、飼い主を見下し言うことを聞かなくなります。

4. 犬と人は食性が違うので、犬用の食事を与える。

5. リードはいつもJ字を保ち、飼い主が半歩先を歩き犬はついて歩くようにする。

V 登録と予防注射について

1. 犬を飼い始めたら、登録の手続きをしましょう。

（狂犬病予防法第4条 ※1）

登録により、犬の飼い主情報・狂犬病予防注射接種状況を管理しています。

他市へお引越しする場合は、お引越し先の犬登録窓口に鑑札をお持ちください。無料で交換手続きができます。

紛失した場合は再交付（有料）となります。

2. 毎年、必ず狂犬病の予防接種をうけさせましょう。

（狂犬病予防法第5条 ※2）

狂犬病は人を含めたすべての哺乳類が感染し、発病すると有効な治療法はなく100%死に至ります。

人に感染した狂犬病のうち95%は犬に咬まれ感染したもので、現在でも世界中で年間5万人程度が犬に咬まれ狂犬病が発病し亡くなっています。

かわいい愛犬が狂犬病により亡くなり、感染により人の命も失われます。このような悲しい事態を避ける手立てが愛犬に狂犬病予防注射をすることです。

人が狂犬病の犬などに咬まれた場合、発症を予防する方法がありますので、至急医師の診察を受けてください。

3. 鑑札と注射済票は、必ず犬に装着しましょう。

(狂犬病予防法第4、5条 ※1※2)

狂犬病予防法により、鑑札と済票は犬に装着することが義務付けられています。また、装着していれば逃げ出した際に飼い主の元へ戻れる可能性が大きくなります。併せて災害時などで迷子にならないためにも、マイクロチップの装着を推奨します。

VI 散歩について

1. 犬が他人を咬んだり交通事故に遭ったりしないようにするためにも、散歩中は必ずリードをつけましょう。

(東京都動物の愛護及び管理に関する条例第9条 ※3)

2. 必ず犬を制御できる人が散歩しましょう。
3. ふん尿で公共の場所や他人の土地・物件を汚さないようにしましょう。

(東京都動物の愛護及び管理に関する条例第7条 ※4)

4. 散歩中に拾ったフンは、自宅に持ち帰って処分しましょう。
5. 自宅でトイレを済ませてから散歩ができるようにしつけをすることを目指しましょう。

散歩の持ち物リスト

- 首輪、リード（鑑札、狂犬病予防注射済票付き）
- フンを入れる袋
- 水を入れたペットボトル（尿にかけて流すため）

VII 犬が人を咬んでしまったときの対応について

1. ケガの応急手当てや病院への搬送に誠意を持つ。
2. 犬をおちつかせて隔離する。
3. 飼い主は24時間以内に動物愛護相談センター多摩支所に咬傷事故発生届けを提出する。
4. 飼い主は48時間以内に飼い犬を獣医師による狂犬病の検診を受ける。
5. 事故の再発防止のための措置を行う。

VIII 人と動物との共通感染症の予防について

人と動物との共通感染症を予防するために、以下のことを実践しましょう。

1. 動物との過剰なふれあい（なめられること等）を控えましょう。一緒に布団で寝ることも好ましくありません。
2. 動物に触った後は必ず手を洗いましょう。
3. ふん尿などは速やかに処理し、ブラッシングや爪切りなど日ごろから動物の手入れをしましょう。
4. 動物病院などを利用して日ごろから動物の健康チェックをしましょう。
5. 狂犬病は毎年度、レプトスピラ等の混合ワクチンは定期的に接種しましょう。
6. ノミ、ダニ、回虫、フィラリア等の寄生虫も人に害を与えるので駆虫しましょう。
7. 咬傷やひっかき傷の場合、直ちに水道水等で洗い、応急処置をして医師の診察を受けましょう。その時、犬による傷であることをはっきり話して下さい。

IX 災害対策について

災害が発生して避難指示が発令された時は、愛犬と一緒に避難することが重要です。しかし、避難所では犬が苦手な人や動物アレルギーの人などと一緒に避難生活を送ることや、避難所によっては別々に暮らすことになります。通常環境と大きく異なる避難生活は、ペットにとっても大きなストレスとなる可能性があります。一緒に避難した愛犬が避難先での生活に困らないよう、普段からのしつけや健康管理、また、避難に必要な用具等を準備しておく必要があります。



1. 暮らしの中での防災対策

災害時にペットを守るには飼い主が無事であることが大切です。

- 家具の固定等耐震対策
- 飼育場所の周囲の危険物 確認

2. 健康管理としつけ等

災害時は犬もストレスを感じ、体調をくずしたり、病気にかかりやすくなります。また、避難所では様々な人が共同生活をするため、動物が苦手な人、動物アレルギーを持つ人もいることを認識し、飼い主は普段より周りに配慮することが求められます。

- ゲージの中に嫌がらず入る
- 「待て」「お座り」などの基本的なしつけ
- 人を怖がったり攻撃的にならない 不必要に吠えない
- 狂犬病予防接種と各種ワクチン接種
- 犬フィラリア症など寄生虫の予防、駆除
- マダニ・ノミの予防 決められた場所での排泄

3. 備蓄品の用意

避難所では飼育管理は飼い主の責任で行うこととなりますので、避難が必要な場合は一緒に持ち出せるよう準備が必要です。

- 治療薬や予防薬 タオル 愛犬の写真 日野市愛犬手帳
- 5日分以上のフード、水 フードや水を入れる器
- 予備の首輪、リード（伸びないもの）
- 飼い主の連絡先 クレート・ケージ・キャリーバッグ等
- ワクチン歴・既往歴等についての記録
- トイレ用品（ペットシート、トイレ砂、フン用袋等）

※犬とはぐれてしまったときのために、鑑札やマイクロチップなどを常に装着しましょう。

※避難所によっては鑑札や狂犬病予防注射済票が装着されていない犬は、動物避難場所へ入れない場合があります。

X 老齡対策

どんな動物でも老化が進むと、高齢特有の病気や機能障害などが現れます。犬の平均寿命は14－15才に達しています。どんな病気か、いつ現れるかは個体によって様々ですが、病気や障害が現れたときはしっかり看病してあげる必要があります。自分で飼っている動物の老化を少しでも遅らせ、介護の必要のない健康な状態で長く過ごせるよう、若いうちから以下のことを心掛けましょう。

1. 飼い主による毎日の健康チェック

病気を早期に発見するためには毎日の健康チェックが欠かせません。

2. かかりつけの獣医師による定期的な健康診断

若いうちから健康に気を配っていても、確実に老化はやってきます。介護が必要になる前から、高齢動物の世話の仕方などの知識の習得に努めておくと安心です。

3. 飼い主同士、獣医師又は動物看護師などへの相談

一人で抱え込まず、色々な人に相談しましょう。

4. 老齡対策に対する家族の協力

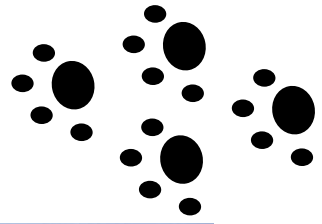
飼っている動物の老化に伴い、重い病気にかかってしまうこともあり
ます。病気の進行状況等によって回復が見込めず、苦痛を伴っている場合もあるかもしれません。このような状態になってしまった場合は、かかりつけの獣医師と今後の対応法として、先端・高度医療から安楽死までを十分相談することが重要です。

チェック項目！

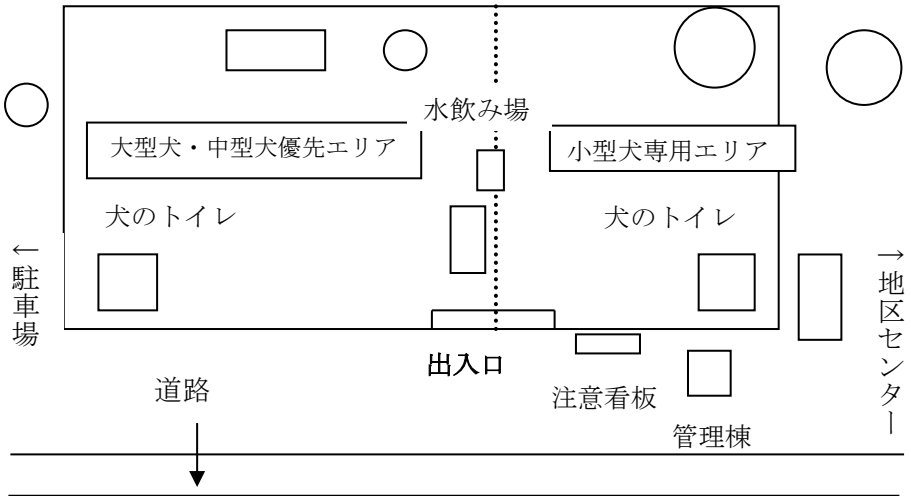
- 介護が必要にならないよう若いときから定期的な健康診断を受診させている。
- 介護が必要になったときに備えて、介護に関する知識の習得に努めている。
- 介護が必要になったとき、家族で協力して世話する態勢が整っている。
- 日頃から相談できるかかりつけの獣医師などがある。



ひの



浅川土手



ドッグラン概略図

- ◎開場時間：午前9時～午後6時（4月～9月）
午前9時～午後5時（10月～3月）
※年末年始は閉場

～日野市営ドッグラン利用遵守事項～

皆様が安全に楽しんで頂くために下記の利用上の注意を遵守して頂きます。利用上の注意に反する方や犬に対してはご利用をお断りする場合がございますので、ご了承願います。ボランティア等の案内・指示に従っていただくようご協力をお願いします。

- ①日野市に「日野市営ドッグラン利用登録」をされていない、飼い主及び飼い犬は、利用できません。
- ②ドッグランの門扉は常に施錠してください。入退場時は速やかに開閉し、必ず施錠確認をおこなってください。
- ③施設利用上知り得た情報（門扉の鍵の番号など）は、いかなる理由があっても他人へ漏らすことはしないでください。
- ④日野市営ドッグラン利用登録証は、首から提げる等して利用中は必ず携行し、他の利用者が常に確認できる状態にしてください。また、登録者の家族が同伴して利用する時は、一人ずつ副本を携行してください。
- ⑤入場前・退場後には必ず受付簿に必要事項を記載してください。
- ⑥小学生の方が利用する際は、必ず保護者の方が同伴してください。また、ベビーカーでの入場及び未就学児の入場はできません。
- ⑦飼い犬をドッグランの雰囲気になじませてからリードを外し、常に飼い犬から目を離さず、必ず側にいて他の犬や利用者の迷惑とならないようにしてください。
- ⑧複数頭で利用する場合は、他の犬や利用者の迷惑とならないよう制御できる範囲で利用し、難しい場合は一頭ずつ利用してください。
- ⑨犬同士の争いが予想されるなど、危険と思われる際は、リードを外さず繋いでおいてください。

- ⑩ボール等の道具、エサ及び飲食物の持込み、喫煙及び火気の使用はしないでください。
- ⑪ドッグラン内において飼い犬が人を噛んだときは、法令に基づき、東京都動物愛護相談センターへ届け出てください。
- ⑫フン及びゴミは必ず持ち帰ってください。
- ⑬病気中又は発情中の犬及び犬以外のペットを連れての入場はしないでください。
- ⑭飼い主自らの責任において利用してください。事故・トラブル等に関して、市では一切の責任を負いません。
- ⑮大型犬・中型犬優先エリアにおいて、小型犬と大型犬・中型犬との事故・トラブルが起こった際は、小型犬の飼い主の自己管理責任となります。

◎場 所：日野市上田633



ひのワンパークの会（ドッグランボランティア） 日野市営ドッグランをいっしょに見守ってくれる人を募集

ひのワンパークの会は、日野市営ドッグランの円滑な運営を行うことを目的として設立されました。犬の社会化を助ける運動広場とすること、飼い主のモラル向上と情報発信基地としてドッグランを運営しています。

会の具体的な活動としては、月に1回会議を行い、ドッグランの企画運営やマナー啓発方法等について話し合いを行います。またドッグランにおいて、ポーチ（「ひのわんパーク」と記載）を身に着け、ウンチやおしっこの時にちゃんと世話をしているかの監視や、「しつけ教室」や「わんわん行進」などのイベントを行ったりします。

犬の飼い主が快適に飼うためには周囲の方の理解が必要となります。そのためにはそれぞれの愛犬家自身が飼い犬のしつけを行い、飼育する際のマナーを守らなければなりません。愛犬家のマナーが向上すれば、周囲の方の犬を飼うことへの理解も生まれ、犬の社会的地位を向上させることができます。日野市が人にとっても、犬にとっても住みやすい社会となるよう、ボランティアとして一人一人のお力を貸していただき、日野市のドッグランを末永く存続させられるように、見守ってくれる人を募集します。

☆入会資格

犬を飼っている・飼っていないを問わず18歳以上の市民なら、どなたでも入会できます。

※営業などを目的としての入会はできません。

☆会費

年間 500 円

☆入会方法

まずは日野市 環境保全課にご連絡をお願いします。

関係法令について

本文内の注釈にある関係法令及び、犬の飼養について特に重要と思われる基準について抜粋したものを掲載しています。

狂犬病予防法（抜粋）

※1

第4条 犬の所有者は、犬を取得した日から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に犬の登録を申請しなければならない。

2（省略）

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかななければならない。

4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

※2

第5条 犬の所有者は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

2（省略）

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかななければならない。

東京都動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

※4

第7条 飼い主は、動物を適正に飼養し、又は保管するため、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 適正にえさ及び水を与えること。

二 人と動物との共通感染症に関する正しい知識を持ち、感染の予防に注意を払うこと。

- 三 動物の健康状態を把握し、異常を認めた場合には、必要な措置を講ずること。
- 四 適正に飼養又は保管をすることができる施設を設けること。
- 五 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にすること。
- 六 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと。
- 七 異常な鳴き声、体臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。
- 八 逸走した場合は、自ら搜索し、収容すること。

※3

第9条 犬の飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 犬を逸走させないため、犬をさく、おりその他囲いの中で、又は人の生命若しくは身体に危害を加えるおそれのない場所において固定した物に綱若しくは鎖で確実につないで、飼養又は保管をすること。ただし、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - イ 警察犬、盲導犬等をその目的のために使用する場合
 - ロ 犬を制御できる者が、人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない場所並びに方法で犬を訓練する場合。
 - ハ 犬を制御できる者が、犬を綱、鎖等で確実に保持して、移動させ、又は運動させる場合
 - ニ その他逸走又は人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない場合で、東京都規則で定めるとき。
- 二 犬をその種類、健康状態等に応じて、適正に運動させること。
- 三 犬に適切なしつけを施すこと。
- 四 犬の飼養又は保管をしている旨の標識を、施設等のある土地又は建物の出入口付近の外部から見やすい箇所に掲示しておくこと。

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（抜粋）

第3 共通基準

1 健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

- (1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌（えさ）及び水を給与すること。
- (2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようにすること。みだりに、疾病にかかり、又は負傷した動物の適切な保護を行わないことは、動物の虐待となるおそれがあることを十分認識すること。また、家庭動物等の訓練、しつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに殴打、酷使する等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。
- (3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設（以下「飼養施設」という。）を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

2 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2) 所有者等は、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

3 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

<メモ欄>

| | |
|--------------------|----|
| 編集・発行/2014年(平成26年) | 4月 |
| 第二版/2015(平成27年) | 6月 |
| 第三版/2016(平成28年) | 4月 |
| 第四版/2016(平成28年) | 8月 |
| 第五版/2018(平成30年) | 3月 |
| 第六版/2018(平成30年) | 8月 |
| 第七版/2020(令和2年) | 5月 |
| 第八版/2021(令和3年) | 9月 |

日野市環境共生部 環境保全課

〒191-8686

東京都日野市神明 1-12-1

TEL 042-514-8298

協力 公益社団法人 東京都獣医師会南多摩支部日野部会

- ・あおい動物病院 日野市石田 2-9-20 Tel:042-585-6300
- ・浦崎獣医科病院 日野市多摩平 5-2-15 Tel:042-581-5629
- ・須田動物病院 日野市南平 4-45-2 Tel:042-592-2029
- ・のだ動物病院 日野市日野 389-1 Tel:042-581-4622
- ・とよだペットクリニック 日野市豊田 3-42-4 Tel:042-843-2871
ヴェルクレール 101